

平成28年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲 法】

以下の事例を読み、以下の設問に答えなさい。

Xは、会社を経営する者で、日本で生まれ育ってはいるものの大韓民国の国籍を持つ。Xが仕事をする上で、接待や営業活動などでゴルフに行くことが多くあり、そうした形でYゴルフクラブも何度かビジター（正規の会員ではなく単発の利用者という意味。ビジターの利用料金は会員に比べて高い）として利用したことがある。Yゴルフクラブのグリーン（芝生）や雰囲気が気に入ったXは、ビジターとしてではなく、入会して正規の会員となり、会員料金でもっと頻繁に利用したいと考えた。会員になると、そのゴルフクラブの会員と交流する機会もあり、それも有意義であると考えた。

Yゴルフクラブは、健全なゴルフの普及発達と会員相互の親睦を図ることなどを目的として設立された、50年の歴史を誇る、A地方の名士が集うクラブである。入会するためには、Yゴルフクラブの株式を購入することが必要で、これはゴルフ会員権販売業者を通じて購入することになる。また、入会には既にYゴルフクラブの会員になっている2名の紹介者が必要であり、必要書類（株券、入会申込書、会員2名による推薦状、経歴書、戸籍抄本など）を提出した上で、Yゴルフクラブ理事との面接を経て、Yゴルフクラブ理事会で最終的に入会を認めるかどうかについて審査される。こうした手続きは、Yゴルフクラブに入会した際に、他の会員たちと交流する上で問題なく溶け込めるか、調和がとれるかといった理由から必要だとされている。

さて、理事会では過去に外国人会員が賭けゴルフをしたり、プレイ中に口論をしたことがあったことから、当分の間、外国人の入会を制限しようという決議Bを数年前にしていた。Xが入会の申込をした際、Xは2名の紹介者による推薦状も含めて必要書類を提出し、Yゴルフ理事との面接も温和な雰囲気で終えたが、その後の理事会では上述の決議Bが確認されて、Xの入会は認められないとの結論に至った。理事会の間では、面接をした理事以外の理事から、外国人と日本人の間では言語や生活様式などに差があり、会員相互の親睦は難しいなどとの発言もあった。

Xは、自分の入会が認められないのは不法行為にあたるとして、民事上の訴訟を提起しようと考えている。この訴訟で、Xはどのような憲法上の主張をすることができるだろうか。

## 【刑 法】

以下の文章を読んで、問いに答えよ。

Xは自己所有の普通乗用自動車を運転していたが、脇見運転が原因で、ドーベルマン A(甲所有。時価10万円相当)を連れて散歩をしていた甲を、その背後から轢いてしまい重傷を負わせた。突然のことで、甲は、A犬のリードを手放さざるを得なくなり、興奮したA犬は逃走してしまった。

Xは、停車して甲の様子を確認したところ、甲の意識はあったが、頭部からの出血がひどく、そのまま放置すれば死亡するかも知れないと思いつつ、事故が発覚することをおそれ、そのまま自車に乗って逃走した。放置された甲は、1時間後に出血多量で死亡した。なお、事故は早朝のことであり、他に走行する自動車も周囲の人通りもなかったが、数キロ先に救急病院があり、事故直後に救急車を呼べば10分程度で現場に到着し、その10分後には、救急病院で適切な治療を受けることができ、十分に救命することができる状況であった。

一方、事故現場から1キロほど離れたところで、通行人Yは、その所有する愛犬B(柴犬で時価5万円相当)を連れて散歩していたが、上記交通事故が原因で逃走していたA犬が、興奮した状態でB犬に襲いかかって来た。そこで、Yは、B犬を守るために、咄嗟に丁度近くにあった鉄棒を手に取り、A犬の頭部を強打した。その結果、A犬は死んだ。

XおよびYの罪責について論ぜよ。なお、特別法に係る罪責については、後記以外は論じる必要はない。

## 記

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(過失運転致死傷)

**第五条** 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。